

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末等を活用し、クラウドサービスやメールを介して著作物を利用(送信)する際は、適切な対応が求められます。

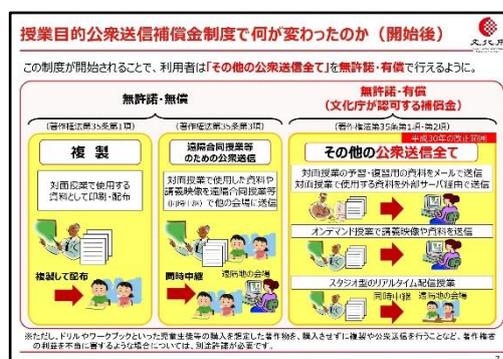
今号では、授業目的公衆送信補償金制度や著作物の教育利用に係る制度等について紹介します。



授業目的公衆送信補償金制度とは

「授業目的公衆送信補償金制度」とは、学校等において、学校の設置者が補償金を支払うことで著作物を無許諾で公衆送信できることを定めた制度です。

この制度により、新聞・写真・絵画・楽譜などといった様々な著作物をこれまで教職員が授業の中で教材として利用していたのと同様に、クラウドサービスやメールを通して利用することが可能になりました。(※改正著作権法第35条に規定されているものに限る)



(※画像をクリックすると資料が開きます)

SARTRASとは

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定した一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)が管理しています。

SARTRASのウェブページには、授業目的公衆送信補償金制度や改正著作権法第35条運用指針の資料が掲載されており、具体例な相談も問い合わせフォームで受け付けています。

SARTRAS
のページは
[こちら](#)



※ICT活用ポータルサイトにも掲載しています → <https://www.dokyoji.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/ict-link.html#sosin>

改正著作権法第35条とは

改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担任する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許可・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。

公益社団法人著作権情報センターでは、「相談室(著作権テレホンガイド)」(03-5333-0393)で、著作権制度全般に関する質問や、著作物の利用に関する相談を行っています。

公益社団法人著作権
情報センター
のページは
[こちら](#)



